

前橋市公共下水道条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第17条 使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する<u>指定納付受託者</u>による納付の方法により2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第17条 使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する<u>指定代理納付者</u>による納付の方法により2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>